

【号外】

地震・津波・噴火の取り扱い

今回の大規模地震により被災された方に、心よりお見舞い申し上げます。連日、ニュースやインターネットから悲しい惨劇の情報を見るたびに胸が裂けるような思いです。一日でも早い復興を切に願っております。今回は地震・津波・噴火が果たして保険支払いとなるのかを再確認していただこうと思い、非常識な時期だとは存じますが一日でも早く情報をお伝えしたく号外をだす決心をしました。

火災保険（建物・家財・備品等）

今回の津波に対する損害ですが、通常の火災保険では支払対象になるのでしょうか？結論から申し上げますと支払いの対象になりません。「津波は水災でしょ？水災は保険の対象でしょ！」というお声が聞こえてきそうですが、通常の火災保険では地震・津波・噴火は保険の支払対象となっておりません。それではどういう保険で補償すればよいかといいますと、【地震保険】です。地震保険は地震以外にも津波・噴火にも補償対象になります。ちなみに先日の霧島新燃岳噴火での損害でも同じです。噴火での損害も地震保険に加入していないと保険の支払対象にはなりません。また、企業で加入される店舗や事務所を補償する火災保険は通常地震保険は付帯できません。申請によっては加入できる場合もあります。

死亡保障保険

今回も多数の方がお亡くなりになられてますが、死亡保障が支払われるかどうかです。死亡保障保険には大きく分けて病気・災害のどちらで亡くなっても支払われるタイプ（普通死亡保険）と災害時に限定して支払われるタイプ（災害死亡保険）の2タイプに分けられます。前述のタイプであれば今回の地震でも支払われます。しかし、後述のタイプであれば地震・噴火・津波でお亡くなりになった場合は支払いの対象になりません。ここまでは保険会社の規定上の話ですが今回は特別措置が発動しているためどちらのタイプでも支払いの対象になるとのことです。

医療保険（入院保険）

今回の地震でお怪我をされた方への医療保障ですが、実は満額支給されない場合があります。今回に限らずですが地震・津波・噴火で多数の怪我人が出ることでより保険会社は保険金を削減できる規定になっております。しかし、今回の地震津波による削減はないとのことです。

車両保険（自動車保険）

霧島新燃岳噴火での噴石が車のガラスに当たって割れたり今回の大津波で車が横転したりしていましたが車自身の修理代の保険として加入する車両保険で対応することができるかどうかです。実は最上級（一般車両）の車両保険に加入していても支払いの対象とはなりません。車両保険も地震・津波・噴火は対象外にしています。保険会社によっては専用の特約を付帯することにより支払うことが出来る保険会社もあります。

～まとめ～

このように保険商品によっても、地震・津波・噴火をはじめとする自然災害に対する規定が異なります。みなさまにはこれまでもさまざまなりスクやそれを補う方法をお伝えしてきたつもりですがこれらに対する準備をこれからもより一層、強めていく必要があると思います。